

令和 8 年 7 月 6 日（月） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 8 年 7 月 6 日（月曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- （５）議案第 5 号 非農地判断について
- （６）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（19 名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君
4 番 吉田 忠男 君	5 番 和田 ひとみ 君	6 番 鵜飼 秀樹 君
7 番 林 百恵 君	8 番 後藤 信一 君	9 番 尾口 文良 君
10 番 松永 佳己 君	11 番 足立 宜穂 君	12 番 後藤 一夫 君
13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君	15 番 池田 政吉 君
16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君	18 番 日置 香 君
19 番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者（4 名）

関市長 山下 清司 君
農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会に先立てまして、任期中の最後の総会となりますので、関市長 山下清司よりお礼のご挨拶があります。

○関市長（山下 清司 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

市長につきましては、他の公務がありますので、ここで退席となります。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

本日は欠席の議員はおりません。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

それではただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番 和田委員、7番 林委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、8件の申請がありましたので審議を求めるというものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は田原グランドから北に400mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1090 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、牧草採草地として管理するという内容になっています。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は稲口公民センターから東に300mに位置する

農振農用地区域外の登記地目 田・畑 現況地目 畑 3筆 1185 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の開始をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、露地野菜を栽培するという内容になっています。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は下倉知公民館から南西に300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 528 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は下倉知公民館から東に400mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 1349 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

5 番の案件

議案は2ページ、位置図は5ページになります。

申請地は曾代用水杵之戸分水から北東に1600mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 461 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。
譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。
申請地は白金下水処理場から西に 1 0 0 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 3 3 3 m²。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。
譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。
申請地は飛瀬集会所から北 3 0 0 m から西 3 0 0 m にかけて位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 6 筆 6, 0 5 2 m²。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。
譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

8 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 8 ページになります。
申請地は栗原集会所から東 1 0 0 m と 1 5 0 m、西 2 0 0 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 3 筆 1, 9 3 9 m²。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。
譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。
営農計画書が提出されており、野菜、果樹の栽培という内容になっています。

以上、8 件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして河村委員、ございますか。

○ 2 番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番、4 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

3 番につきましては、贈与となっておりましたので確認をしたところ、譲受人が長年に渡り耕作していたため、贈与となったということでございます。

4 番については、特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○ 9 番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○ 1 4 番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7 番、8 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 8 番は、許可することに決しました。

ここで、5 月 8 日の総会で保留となった案件について、事務局より報告があります。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

5 月 8 日の総会で保留案件となった、議案第 1 号 4 番について、経過を報告します。

6 月 22 日、譲受人、譲渡人、代理人行政書士、不動産業者、事務局 2 名と立会しました。
相手方より、砂利及び車については撤去するが、コンテナについては農業倉庫として使用するとの報告があり、コンテナ下の土地については農地法第 2 条の耕作の目的に供される土地として認識しており、それ以外の土地についても容易に耕作が可能な土地であるため、3 条で認めてほしいとの訴えが関係者一同からございました。

コンテナ下の土地の取り扱いについては、現在、関係機関と協議中です。

協議の結果後、方向性を決めていくとの事でございます。

つきましては、8 月以降の総会で審議を求めていきたいと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 4 条の規定により、3 件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は市立桜ヶ丘小学校から東に 100 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 97 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は 一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、昭和41年頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1／2以内の拡張であり、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は 東海環状自動車道関広見IC料金所から北西に600mに位置する

登記・現況地目 田 433㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は農機具置場及び駐車場でございます。

申請人は、農機具置場及び駐車場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は市立武儀生涯学習センターから西に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 774㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設、医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は貸倉庫・貸車庫・貸資材置場でございます。

申請人は、貸倉庫、貸車庫、貸資材置場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、昭和64年3月頃より工場及び住宅となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

始末書により経緯がわかるため、問題ないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、20件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は平賀公民センターから北東に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 335㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、不詳より一部雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は市立桜ヶ丘中学校から西に300mに位置する

登記・現況地目 田 168㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設、医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は八神集落センターから南に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 21.27㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設敷地でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、平成27年頃より太陽光発電施設の一部となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張であり、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は上日立集会場から西に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 田一部雑種地 3筆 954㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、不詳より一部出入口となっており、今後、農地法を遵守するとの経緯書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

議案は6ページ、位置図は16ページになります。

申請地は県立関高等学校から南西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 135㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、不詳より雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は稲口公民センターから南西に500mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1, 927 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は建築条件付売買予定地(7区画)でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、建築条件付売買予定地(7区画)として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000 m²を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

7番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は関保育園から東に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 368 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲(3区画)でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲(3区画)として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、昭和45年頃より雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は関保育園から南東に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 503 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は分譲住宅(3区画3棟)でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、分譲住宅(3区画3棟)として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、昭和58年4月頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

議案は7ページ、位置図は20ページになります。

申請地は関郵便局から南西に300mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 219.81㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は貸資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、代表取締役を務める水道設備会社に資材置場として貸すというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は巾公民センターから西に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 田 2筆 556㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（2区画）として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

11 番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は曾代用水杵之戸分水から北東に300mに位置する

登記・現況地目 田 302㎡。

農地の区分は、関市役所から500m以内にある農地であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は包装機製造業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、機械装置の製作業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

1 2 番の案件

位置図は 2 3 ページになります。

申請地は曾代用水杵之戸分水から北に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 8 1 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は建築条件付売買予定地(1 区画)及び分譲住宅(1 区画 1 棟)でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、建築条件付売買予定地(1 区画)及び分譲住宅(1 区画 1 棟)として使用するというものでございます。

6 月 1 1 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

1 3 番の案件

議案は 8 ページ、位置図は 2 4 ページになります。

申請地は曾代用水杵之戸分水から南西に 5 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 7 4 3 . 9 8 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は貸障がい者福祉施設用地でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、代表取締役を務める障害福祉サービス事業者に施設用地として貸すというものでございます。

6 月 1 1 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 4 番の案件

位置図は 2 5 ページになります。

申請地は曾代用水杵之戸分水から南西に 5 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 5 4 8 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は貸資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土木建築事業者に資材置場として貸すというものでございます。

6 月 1 1 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は小瀬南公民センターから北西に200mに位置する

登記地目 山林 現況地目 畑 287㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見IC料金所から東に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 381㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

17番の案件

議案は9ページ、位置図は28ページになります。

申請地は植野公民館から南に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 293㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、令和6年頃より一部雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

18番の案件

位置図は29ページになります。

申請地は保戸島グラウンドから西に600mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 2,651㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は自動車販売業駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自動車販売代理店業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

19番の案件

位置図は30ページになります。

申請地は側島公民館から北に200mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 753㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は金属加工業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、一般鉄工業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

20番の案件

位置図は31ページになります。

申請地は市立武儀やまゆり保育園から西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 3筆 236㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

6月11日に現地を確認したところ、平成14年頃より庭となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、20件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきまして、私の担当地域ですが、特に意見はありません。

5番、6番の案件につきまして、吉田委員ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番、8番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

9 番、10 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7 番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

11、12 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9 番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

13 番、14 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

15 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

16 番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○12 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

17 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

18番、19番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

20番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長 （丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号19番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

20番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号20番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第4号農用地利用集積等促進計画に対する意見について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、10～14ページになります。

使用貸借権設定が71筆 66, 869㎡、賃貸借権設定が7件 10, 314㎡
計78件 77, 183㎡でございます。

地区は、稲口、東新町5丁目、倉知地区、下有知地区、東本郷地区、武芸川町地区、上之保地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号非農地判断について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は１５ページになります。

位置図は３２ページになります。

農村婦人の家から東に８００ｍ

登記地目 田 現況地目 山林原野 ４筆 １，７５７．６１ ㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

議案５号につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○１２番（後藤 一夫 君）

写真を見ていただいた通り、山林化となっておりますので問題ないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第１８条第６項および農地法施行規則第６８条の規定により、下記の通知について、受理したことをここに報告致します。

議案は１６ページになります。

届出地は、戸田地区の合計 3筆 2, 651 m²です。
以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

（任期満了のお礼）

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会